

自動車税種別割のグリーン化について

令和2年度

地球環境にやさしい自動車の普及をすすめるため、排出ガス及び燃費性能の優れた自動車は自動車税種別割が軽減(軽課)され、新車新規登録から一定年数を経過した、環境への負荷が大きい自動車は自動車税種別割が増額(重課)される特例措置(自動車税のグリーン化)が設けられ、平成14年度課税分から適用されています。

また、令和2年度自動車税種別割で対象となる自動車及び軽課・重課の割合は以下のとおりです。

※地方税法・奈良県条例の改正に伴い、令和元年10月1日より自動車税は「自動車税種別割」に改正されました。(自動車取得税については廃止され、自動車の燃費性能などに応じて取得時にかかる「自動車税環境性能割」が導入されました。)

1 環境負荷の小さい自動車(軽課)

① 対象自動車と軽減額の割合

令和元年度(H31.4.1～R2.3.31)に新車新規登録された自動車のうち、下表の条件をみたすものは軽減の対象となります。

対 象 と な る 自 動 車			軽 減 額 の 割 合
電気自動車(燃料電池車を含む) プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制Nox10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) クリーンディーゼル自動車(平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合)			概ね 75% 軽減
右の排出ガス規制と燃費基準の両方を満たすもの	平成17年排出ガス規制 75%低減達成 または 平成30年排出ガス規制 50%低減達成	かつ 令和2年度燃費基準+30%達成	
		令和2年度燃費基準+10%達成	概ね 50% 軽減

※ 具体的な軽課対象車種については、下記の国土交通省のホームページでご確認いただけます。

- ・低排出ガス認定自動車に関する公表(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000014.html)
- ・自動車の燃費性能に関する公表(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html)

② 軽減される期間

○令和元年度(H31.4.1～R2.3.31)に新車新規登録された自動車 …… 令和2年度の1年間に限り軽減

※平成31年3月31日までに新車新規登録された自動車に対する軽減(軽課)措置の適用は終了し、通常の税額になっています。

2 環境負荷の大きい自動車(重課)

① 対象自動車と重課額

下表の条件に該当する自動車については、令和2年度の自動車税種別割が増額(重課)されます。

(電気自動車(燃料電池車を含む)、メタノール自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド自動車を含む)、一般乗合用バス、スクールバス、被けん引自動車は重課対象外です。)

重課開始年度	対 象 と な る 自 動 車	増 額 の 割 合
令和2年度～	平成19年3月31日までに新車新規登録されたガソリン・LPG自動車(バス・トラックを除く)	概ね 15% 増 額
	平成21年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル自動車(バス・トラックを除く)	
	平成19年3月31日までに新車新規登録されたガソリンバス・トラック、LPGバス・トラック	概ね 10% 増 額
	平成21年3月31日までに新車新規登録されたディーゼルバス・トラック	

② 重課される期間

重課対象自動車が抹消登録等によって、課税対象とならなくなったときまでです。

○問い合わせ先
自動車税事務所自動車税第一課
TEL 0743-51-0081
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。